五十四　証券化取引　原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上の有価証券等に階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。

五十五　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化証券等である取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係る有価証券等（再証券化証券等を除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号。以下「川上連結告示」という。）第二十八条第一項に規定する我が国の政府関係機関（1）から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2)　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3)　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

五十六　証券化証券等　証券化取引に係る有価証券等をいう。

五十七　再証券化証券等　再証券化取引に係る有価証券等をいう。

五十八　信用補完機能を持つIO／Oストリップス　資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化証券等に対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいう。

五十九　クレジット・デリバティブ　次に掲げるものをいう。

イ　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ハ　法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうちイに掲げる取引に類似する取引

六十　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

六十一　特定順位参照型クレジット・デリバティブ　クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

六十二　適格流動性補完　証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化証券等の元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化証券等の元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。第十四条の三第二項において同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質の全てを満たすものをいう。

イ　信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ　信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ　信用供与を実行する以前に生じた損失の補塡に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ　デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ　流動性補完の対象となる証券化証券等に適格格付業者が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化証券等に付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ　流動性補完の提供者が利益を受け得る信用補完が全て利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト　証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

六十三　追加的リスク　デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第六十九号及び第三章において同じ。）をいう。

六十四　証券化目的導管体　証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の導管体であり、次に掲げる性質を満たすものをいう。

イ　定款又は契約において、当該導管体の活動が当該目的の遂行のために必要なものに限定されること。

ロ　オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。

六十五　オリジネーター　次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

イ　直接又は間接に証券化取引の原資産の組成に関わっている場合

ロ　第三者から有価証券等を取得するＡＢＣＰの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合

六十六　資産譲渡型証券化取引　証券化取引であって、原資産の全部又は一部が証券化目的導管体に譲渡されており、当該取引における投資家に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシュ・フローであるものをいう。

六十七　信用リスク区分　適格格付業者の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分をいう。

六十八　コリレーション・トレーディング　裏付資産又は参照資産等（第六十一号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第十四条の六及び第十四条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化証券等を参照するデリバティブを除く。）であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

六十九　包括的リスク　デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

七十　子法人等　法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。

七十一　原資産　証券化取引に係るものは次のイ又はロに掲げるものをいい、オプション取引に係るものは次のハに掲げるものをいう。

イ　資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ　合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被保証債権又は被担保債権等

ハ　オプションの行使の対象となる資産又は取引

七十二　合成型証券化取引　証券化取引であって、原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を参照債務とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする質権の設定その他これらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負担しているものをいう。